

「農業保険事業に係る専用帳票印刷及び関連業務委託」

に係る一般競争入札

(最低価格落札方式)

入札実施要領

令和6年2月21日

栃木県農業共済組合

入札説明書

栃木県農業共済組合（以下「NOSAIとちぎ」という。）が、令和6年度からの農業保険事業に係る専用帳票印刷および関連業務を委託するにあたり、一般競争入札により業者を選定するために必要な事項を定める。

1. 競争入札に付する事項

(1) 件名

「農業保険事業に係る専用帳票印刷および関連業務委託」

(2) 調達物件の内容等

仕様書記載のとおり。

(3) 履行期限

仕様書記載のとおり。

(4) 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

- ① 入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「6. (1) 提出物」に記載の書類等を提出すること。
- ② 上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。
なお、入札金額は、契約期間にかかる物件一式の総価とし、総価には納品等に係る全ての費用を含むものとする。
- ③ 入札金額の記入に当たっては、見積もった金額の100分の110に相当する金額（税込金額）を記入すること。
- ④ 入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

2. 競争参加資格

委託業務に必要な能力を有する者で、次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 個人情報の取扱いに関して、プライバシーマークもしくはISMS認証のいずれかを取得していること。
- (2) データの受取、各帳票用紙への印字、封筒への複数帳票の封入封緘作業が可能であること。また、これらの対応が自社で完結できること。
- (3) 「予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）」第70条及び第71条の規定に該当しないこと。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 反社会的勢力でない者。また、反社会的勢力と一切の関係を有していない者。
- (6) 農林水産省および栃木県において、指名停止の処置を受けていない者。

3. 入札者の義務

- (1) 入札者は、入札説明書および本組合入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。
- (2) 入札者は、本組合が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において本組合から追加提出書類を求められた場合は、これに忘れないなければならない。

4. 入札説明会の日時および場所

入札説明会は実施しない。

5. 入札に関する質問の受付等

- (1) 質問方法 質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにて提出すること。
- (2) 受付期間 令和6年2月28日（水）17時まで
- (3) 提出先 栃木県農業共済組合 総務部 企画情報課
メールアドレス：joho@nosai-tochigi.or.jp
- (4) 回答 原則2営業日以内に回答する。

6. 入札の提出書類等および方法

(1) 提出物

提出書類		部数
委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
入札書	様式3	1通
契約に係る指名停止等に関する申立書	様式4	1通
開札立会い申込書（開札に立会う場合）	様式5	1通
内訳書 ※1	任意様式	1通
サンプル帳票 ※2	任意様式	1部以上

※1：入札金額の根拠となるもの

※2：品質の確認ができるもの、既存の帳票で可

(2) 提出方法

- ① 一般書留での郵送もしくは持参すること。
- ② 表に「農業保険事業に係る専用帳票印刷および関連業務委託の一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きした封筒に提出物一式を入れて封緘し、氏名（法人の場合は商号又は名称）を記載した状態とすること。

(3) 提出先

〒321-0903

宇都宮市下平出町前表 319 番地1

栃木県農業共済組合 総務部企画情報課 福田 行

(4) 提出期限

令和6年3月6日(水) 必着。

7. 開札日時および場所

令和6年3月7日(木) 午前10時より、栃木県農業共済組合 本所 会議室にて行う。

8. 入札保証金および契約保証金

全額免除とする。

9. 支払の条件

納入物品の検収確認の後、支払請求書を受理した日の翌月末日までに支払うものとする。ただし、契約書等において支払条件を別途定めた場合にはこの限りではない。

10. 契約者の役職

栃木県農業共済組合 組合長理事

11. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

12. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。(入札心得等 参照)

13. 落札者の決定方法

入札価格が最低価格かつ有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者が当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、またはその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

14. 契約書作成の要否

要

15. その他

(1) 入札行為、仕様書等に関する照会先

〒321-0903 栃木県宇都宮市下平出町前表319番地1

栃木県農業共済組合 本所 総務部企画情報課

TEL:028-683-5535

FAX:028-683-5530

その他関連書類

【資料1】

入札心得

入札者は、下記の事項に注意し厳正に入札を行う。

記

1. 入札者は入札説明書の指示に従い、指定の日時、場所に入札書を提出する。
2. 代理人が入札するときは、入札前に委任状を提出する。
3. 入札書には (1) 入札金額 (2) 社名、代表者名、社印 (3) 入札年月日を明記する。
4. 次の各号に該当する者の入札は、無効または失格とする。
 - (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - (2) 代理人で委任状を提出しない者のした入札
 - (3) 同一の入札について2人以上の代理をした者のした入札
 - (4) 同一の入札について同一の入札者が2通以上した入札
 - (5) 入札に関して不正な行為を行った者のした入札
 - (6) 記載事項が不明瞭で判読できない入札
 - (7) 提出期限を過ぎて到着した入札
 - (8) 調達物品と異なる物品によりした入札

以上

【資料2】

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。